

監査公表第31号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年3月17日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 下江 洋行

監査種別

財政援助団体等監査

監査結果の措置対象

財政援助団体 新城市国際交流協会
所管部課 企画部企画政策課

監査結果報告年月日

令和元年11月22日

監査結果に対する措置通知年月日

令和2年3月9日

講じた措置等の内容

【国際交流協会】

《意見1》

終業時は現金出納簿と現金残高の確認を行い、管理者である事務局長がそれを確認し、現金出納簿に押印するなど、預金、現金の管理を厳重に行う仕組みを構築されたい。

《措置内容》

銀行印と通帳を別の場所に保管する。また、事務局の出勤時には、事務員だけでなく、事務局長が現金出納簿および預金出納簿を確認し、押印する。

《意見2》

キッズ部会のピーカーブー事業により会員数の増加が図られた。底辺を広げて事業収入を上げていく協会の方針は、国際社会で活躍する人材が育ち、市全体の国際化や多文化共生社会が形成されると考えられる。地域での身近な交流と地球規模のグローバルな国際交流に繋がるような事業展開を期待する。

《検討状況》

今後も会員数の増加とグローバル人材育成や多文化共生社会の実現のため、ピーカーブー事業をはじめ、防災部会やニューキャッスル部会等、市民にとって魅力的な事業を展開していきたい。

【企画部企画政策課】

《指摘事項》

新城市国際交流協会補助金交付要綱第4条で補助金の額について規定されているが、端数処理について要綱に基づいた処理がなされていなかった。また、補助事業に係る他の収入を控除した額を補助金の額としているが、他の収入の捉え方が曖昧である。要綱に沿った補助金の交付をされたい。

《是正措置内容》

補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、要綱に沿って、その端数を切り捨てます。また他の収入の対象を明確にして、補助金を交付するようにします。